

4 . 8 . 2 5
勤労者福祉センター ( 2 - 2 会議室)
健康福祉部 保険課

令和 4 年度第 1 回松本市国民健康保険運営協議会 議事録

- 係 長  
開会の宣言

あいさつ

- 健康福祉部長

本日はお忙しい中、松本市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から、松本市の国保の運営に格別なご理解・ご協力をいただきまして重ねて感謝申し上げます。

おかげさまで、この 4 月に皆様からいただきました答申内容に沿いまして 31 年ぶりに保険税率の引き下げを行うことができました。皆様のご協力の賜物と改めて感謝申し上げます。

コロナ後の医療を取り巻く状況につきましては、依然、不透明なところではありますが、今後も医療費の適正化や柔軟な財政運営に努めて参りますのでよろしくをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第 7 波のピークが見えない中、医療機関や保健所の負担も今までにない状況であります。松本市といたしましても感染対策を引き続き呼びかけるとともに、重症化しやすい方々を守る方策等に重点をおきまして、今後も対応して参ります。

また、秋にはオミクロン株対応の新しいワクチンの接種が始まります。現在、松本市もその準備に着手したところでありますので、詳細が決まり次第、皆様方にもご報告申し上げたいと考えております。

本日の会議も感染対策を行いながら、進めて参りますのでご協力のほどよろしくをお願いいたします。

終わりに委員の皆様の一層のお力添えをお願いしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

- 会 長

本日は、ご多忙の中、松本市国民健康保険運営協議会にご出席ありがとうございます。

このような状況の中ですが、前回以降 4 月には無事、国民健康保険税の改定の

答申を行うことができました。

実際に負担軽減となっており、とてもこの点は評価できることではないかと考えております。今後ともこの状況が継続できることを願っております。

さて、本日ですが、資料によりますと報告案件4件ということです。特に3号議案のデータヘルスの関係については、私も資料に目を通したところ、特定健診の受診率目標値6割に対して4割にとどまる等、この点は、やはり改善しなければいけない点等多々あると思いますので、皆さんの積極的なご意見をいただければと大変助かります。

本日は、よろしく願いいたします。

○ 係 長  
新任委員の紹介

○ 係 長  
それでは、ただいまから、議事に入りたいと思います。会議の議長は、松本市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定により、会長が務めることになっています。

○ 会 長  
それではただいまから、「令和4年度第1回松本市国民健康保険運営協議会」の議事に入ります。皆様のご協力をお願いいたします。

会議に先立ちまして、お諮りいたします。

報道関係等から取材の申し出がありますが、了承してよろしいでしょうか？

— 異議なし —

まず、本日は16名の委員の皆様のご出席により、過半数を超えていますので、規則5条第1項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、はじめに関連があります、報告第1号「令和3年度国民健康保険特別会計決算状況について」と報告第2号「令和4年度国民健康保険税の当初賦課の状況について」事務局から説明をお願いします。

○ 保険課長  
— 説 明 —  
(令和3年度国民健康保険特別会計決算状況について)

○ 保険税担当課長  
— 説 明 —  
(令和4年度国民健康保険税の当初賦課の状況について)

○ 会 長

ただいまの説明に対し、ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

○ A委員

税率改定に伴う事項で2点あります。1点目は、9ページの一番最後に「必要があれば適正な時期に予算措置を講じます」と記載がありますが、ここでいっている意味をご説明いただきたいことと、私も税率改定で税率が下がって非常に喜んでいますが、この税率改定の中で説明があったように、決算が概ね順調ということに合わせて、松本市の国保税は県下で1・2位を争うくらいに、一番高い状況の中という説明があったと思うのですが、この結果、19市の中でどういうランキングになったのかということをご説明いただきたいという2点です。

それから、会長が諮問に対して答申する中で付帯意見が2つありました。その意見の(1)のところ、子どもの均等割の軽減を国が実施している訳ですが、子どもの多い家庭について、非常に負担が重くなっていることから、均等割の引き下げについても引き続き検討してくださいという意見について、現状ではどういう方針でいるのかご説明いただきたい。

○ 保険税担当課長

それでは、まず一番最初の質問の9ページの一番下段の「必要があれば適正な時期に予算措置を講じます」のところですが、今現在、当初賦課を行った段階で、現在の6月の補正予算での見込みをたててございます。当初賦課後に、数字が確定しますが、毎月の国保の加入者に変動があるため金額が大きく増減いたします。その関係で必要に応じて補正を組みながらやっていくという内容でございます。

次に、改正後の税率の順位という内容でございますが、まず所得割の19市の状況は、所得割の改正を行った市は、松本市を含めて4市だけでした。4市とも引き下げ改定でございます。その結果、松本市の場合19市で最も高い19市中19位という状況から、19市中18位という状況になっております。ただ、今現在も19市の平均より、まだ1%ほど高い状況が続いております。

次に均等割につきましては、5市が改定をしております。1市が引き下げ4市が引き上げをしております。松本市は改正をしておりますが、19市中6位から5位になっております。19市の平均は100円ほど上がりましたので松本市は平均より1,000円ほど低い状況となっております。

平等割につきましては、5市が改定をしており、引き下げは、松本市を含め2市、引き上げは3市となっております。松本市は、1,000円を引き下げた結果、19市中15位から13位となっております。19市の平均は、100円ほど上がっており、21,087円となっておりますので、平均より600円ほど高いという状況でございます。

最後の質問の均等割の引き下げ、特に子育て世帯の均等割の引き下げについてですが、これにつきましては、国への働きかけの状況として6月1日に開催された全国市長会議において、子どもに関わる均等割の軽減措置については、重点提

言項目として決議され、6月30日に全国会議員及び関係府省等に要請をさせていただきます。以上でございます。

○ 会 長

今の3点のご説明がありましたが、それに対してはいかがでしょう。

○ A委員

モデルケースの件ですが、議会で3つのケースを示しながらこういうふうになるんだ。とっている訳ですが、所得によってランキングが変わると思うのですが、ある所得のモデルを設定して、その結果、いったい松本市の税率全体がどういう位置にあるのかということに非常に大きな関心があります。要するに改定前の一番高かったのが、それを引き下げて、多少下がった。というふうに思っていますが、私が自分で計算した結果、県下一高い結果が2番3番くらいになったのではないかと考えています。要するに、下げてもまだ高い数字であるという認識を持っているかについてお聞きしたい。

○ 保険税担当課長

委員のおっしゃるとおりで、県下でも1・2番目に高い状態というのは、現在も先程ご説明したように続いております。松本市の所得割は、県下でも2番目になったとは言え、1番高い市と0.1%の差でございます。一番高い市は、松本市より均等割、平等割ともに低い状態でありますので、その差は当然、所得割の0.1%では埋められてしまいますので、県下で一番高いという認識でおります。

○ 会 長

いかがですか。

○ A委員

要するに税額が高い数字なので、決算の状況もあるのですが、引き続き引き下げのルールづくりをやってほしいと思います。この収納率の所得階層別の表でも、100万円以下の階層は、全体的に低いと感じています。また、軽減のラインを外れてしまい、所得が軽減のラインを少し超えると税額が高くなり、その結果、納付率が上がらないというようなことだとか、年齢別に見ても、若い人たち、特に40歳未満の納付率が非常に低い。また、非正規の社員と思われる方とか、シングル家庭とか、子供さんの状況にもよりますが、厳しい経済事情があると思うので、このことを考えていくと、均等割に対して、やっぱり何らかの形で手を打つことを含めて、全体をどういうふうに引き下げていくか、県下でも高い数字になっている税率をどういうふうに改定していくかという課題があると思うので、引き下げは非常に結構ではありますが、引き続き均等割のことを含めて検討していただきたいというのが私の意見です。

○ 会 長

そうしましたら今の税率改定について、今後も引き下げの検討をしてほしいということのご意見を受けたということにしたいと思います。  
他にございますか。

○ B 委員

5 ページの「収入未済額の推移」とありますが、先ほど説明がありましたように、毎年 10 億円を超えていたものが、今年度 10 億円まで減らしてきたということでした。

令和 3 年になりますと、不納欠損額が 158,786,774 円、収入未済額が 768,836,214 円となっていますが、これらは、回収できないという解釈でしょうか、それともこれからも徴収の対象としていくのでしょうか。

○ 保険税担当課長

収入未済額の収納状況については、4 ページをご覧ください。収入未済額は収納率が上がっていることで毎年減少してきたことがわかります。令和 3 年度の滞納繰越分の収納率は、20%を超えてきています。

国保加入者の 7 割は収入がない方で、なかなか徴収ができない状況から、不納欠損となります。

払えるのにもかかわらず、払っていない方については、引き続き徴収対策を講じ、収入未済額を減らす努力をしています。今後も収入未済額を 10 億から 4 億、5 億へと少しでも減らしていく努力をしてまいります。

○ 会 長

よろしいでしょうか。その他ございますか。

それでは、報告第 1 号と第 2 号については、他に質問がありませんので、次に進めさせていただきます。

つづきまして、報告第 3 号「第 2 期データヘルス計画等の実施状況について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○ 保健師

— 説 明 —

○ 会 長

それでは、報告第 3 号議案について、何かご意見ありますでしょうか。  
指名させていただきますが、C 委員さんどうでしょうか。

○ C 委員

説明を受けまして、良い方向に進んでいるのではないかと思います。  
実際、特定健診をやっていると、今年あたりはワクチンとか発熱外来対応で

特定健診に注力できていない状況があります。患者さんも特定健診よりもワクチンに興味・関心があると感じています。

○ 会 長

ありがとうございます。今のご意見の他に何かございますか。  
では、D委員さんどうでしょうか。

○ D委員

私も予防に力を入れることは大切だと思います。予防に力を入れ、国保が赤字から黒字になっていくように、健康を維持するための「予防医学」に力を入れて、特定健診を皆さんが必ず受診すれば、自分にとってのメリットを感じ、継続して受けてくれると思います。ハガキが届いて「やってください」だけでは「今だ」と受診してくれる人と、後へ後へと後回しをする人がいると思います。今年特にコロナのことがあって、後へ後へと回されていると感じています。特定健診を受けることでどれだけのメリットがあるのか、少しでもわかるようになれば市民も予防医学に力が入るのではないかと思います。

○ 会 長

ありがとうございます。先ほどもいいましたとおり特定健診の受診率は目標値より低い状況にありますので、この点について改善案やご意見があればどうでしょうか。E委員さんはどうでしょうか。

○ E委員

特定健診に関しては、個々の診断を独自に受けている方もおられますが、未だに受診されない方もいらっしゃいます。特定健診の通知が届いてもなかなか生かしていない状況だと思います。そのことについての通知、マイナンバーカードだけでなく、健診を受けてもらえるよう市で積極的にPR活動をしてもらえればと思います。そうすれば、慢性腎不全等の早期発見につながると思います。

○ 会 長

ありがとうございます。他に何かありますか。F委員さんどうですか。

○ F委員

臨床サイドの面から見て、健診に関する市民の皆さまの関心という観点からすると、「ぜひ健診に来ていただきたい」という方が来てくれない。健診に来てくださる方は、健康な方が多いので、はがゆい思いをしています。  
ご自身の健康管理に意識が低い方が、結果的に財政を圧迫しているように感じます。行政に関しても、そこを底上げしていただきたい。

○ 会 長

ありがとうございます。G委員どうですか。

○ G委員

特定健診は国の方針で、H30から歯科での質問項目が増えました。現在も松本市では3師会合同でいろいろとやってきた経緯があります。数年前から歯科を必須項目として、医科の健診をしていました。歯科の関心が高まり、健診で歯科に行く必要があるとわかればかかりつけ医、若しくは歯科医師会所属医師を必ず紹介するようになっていきます。それを全てデータ化することで、患者さんが受診に通えるようにしています。おそらくこのような取組みをしているのは、全国でも松本くらいではないかと思います。非常に理想的な体制だと考えています。

しかし、昨年からの必須項目が、後期高齢者健診から外れました。理由はわかりませんが、松本市の取組みは先進的な取組みだと思っていたのに外れてしまいました。その結果、一昨年に比べ紹介者が6割減りました。質問項目を変えたからということだけではなく、ちょっとしたアプローチの違いで受診率、紹介率、それから医療を受ける方の数が減少しました。弱者や健康に関心がない方、受けてほしい人に、歯科の立場からすると、やむを得ないかもしれないが、なんとかしてほしいと感じています。

○ 会 長

ありがとうございます。保険課どうぞ。

○ 保健師

後期高齢者健診の質問票については、全国的に変更があり、必須項目とって特定健診と同じ質問票を後期高齢者の75歳以上の方にも使っていましたが、合わないという意見が出て、後期高齢者医療広域連合の方でフレイルの質問も取り入れた修正が全国的に始まり導入されました。昨年度から松本市でも切り替わりましたので、その関係で質問項目が外れてしまったのではないかと思います。

明確なお答えはできませんが、そういったことも重要だと思うので今後の検討材料にさせていただきます。

○ 会 長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、無いようですので報告第3号議案に関しては、報告を受けたとします。

続きまして、第4号「新型コロナウイルス感染症への対応状況と制度改正等について」をお願いします。

○ 保険課長

— 説 明 —

- 会 長  
報告第4号について意見等がありますか。C委員さん、どうぞ。
- C委員  
ポスターを見て疑問を感じたのは、この保険証は8月、9月だけの保険証じゃないですか。で、また10月にも切り替えがあって、これってすごく無駄だと思うのですが、これは国が決めたことで仕方ないということですか。
- 保険課長  
長野県の後期高齢者医療広域連合の方で決定しております。やはりわかりやすくした方が良いという判断だと思います。
- C委員  
8月に更新する必要が絶対あったかということですが、その分経費もかかりますよね、カード作るのもお金かかるし、ポスター作るのもお金がかかるし、それを延長する方向にすればそれで済んだのではないのでしょうか。
- 課長補佐  
国の方で、高齢者の保険証を医療機関の窓口で提示する際に混乱があってはいけないということで、当初は割合が変わった人だけという案もあったのですが、変わった人が前の保険証をそのまま持ってきてしまうということもありますので、国の補助金で一斉に更新するよう指導がありました。  
窓口一部負担金の負担割合は、通常8月から直前の確定申告が反映したものを使っていただくことになっていきますので、8月1日から9月30日まで以前の課税の状況で負担判定をするということは、国の方では考えていなかったようです。8月からと、施行になる10月からの2段階になる方向で国が定めるということでありましたので、市町村はそれに従って実施したという状況です。
- 会 長  
他にございますか。G委員どうぞ。
- G委員  
ちょっとお尋ねしたいのですが、まず後期高齢者の2割負担についてですが、国の試算ではだいたい20%ぐらいの方が2割負担ということでしたが、松本市ではどのくらいになりますか。
- 課長補佐  
資料の(4)をご覧くださいと、10月1日から2割になる方の見込みをお示ししていますが、10月1日現在の被保険者数の見込みが37,763人、2割になるのは7,663人の予定です。



- G委員  
国でいう試算よりも、松本市では2割の方が多いいということですか。
- 課長補佐  
国の見込みよりも少し多いと思います。
- G委員  
それで負担が3,000円以内に収まるということですが、これは今までの高額療養費をさらに支給ということですか。
- 課長補佐  
2割の保険証をお持ちの方は、医療機関で診てもらう時に上限は18,000円が変わりませんが、それを1割負担+3,000円以上にはならないように、医療機関で限度額を判定してもらうことになると思います。
- G委員  
それは複数の医療機関にかかった時には、1年間でまた計算し直すということで今までと同じですか。
- 課長補佐  
はい。全部の医療機関をまとめた時に計算し直します。18,000円までいかない人達で、医療費が9,000円以上の方は基本的に3,000円までしか、いままでと比較して余分に払わないということです。
- G委員  
18,000円じゃなくて12,000円ですね。  
最後にすみません。マイナンバーカードのことですが、保険証に関しての期限といえますか、患者さんがマイナンバーカードを更新しなければいけないということはあるですか。
- 課長補佐  
マイナンバーカードは、お作りいただくと成人については10年間の有効期限があります。ただそれは硬いカードは10年使えますが、中の電子証明書は5年毎更新していただくこととなりますので、将来的には、個人の端末でも更新できるようになるかもしれないですが、今のところ、市役所へ来て、更新していただくようになっております。
- G委員  
これは松本市だけにいうわけではありませんが、マイナンバーカードの保険証のメリットといっていますけど、すごくデメリットがあると思います。そのこと

もきちんと周知していただきたいと思います。

○ 会 長

ありがとうございました。その他ございますか。

ないようでしたら、この議題について「報告を受けた」としたいと思います。

以上をもちまして、本日予定された議事は終了しました。

皆様のご協力で審議が終了しましたことに感謝いたします。

ありがとうございました。